



佐賀県公報

平成20年
3月31日
(月曜日)
号外第7号

目次

訓令甲

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- ◎保健福祉事務所処務規程の一部改正 (二・健康福祉本部) 一
- ◎佐賀県立日の限寮の救護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の廃止 (三・") 一
- ◎佐賀県土木事務所処務規程の一部改正 (四・県土づくり本部) 一
- ◎佐賀県佐賀空港事務所に勤務する職員の週休日等に関する規程の一部改正 (五・") 二
- ◎佐賀県職員被服類貸与規程の一部改正 (六・職員課) 二
- ◎佐賀県本庁決裁等規程の一部改正 (七・") 二
- ◎佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程の一部改正 (八・") 二

○ 訓令甲

◎佐賀県訓令甲第二号

健康福祉本部
各保健福祉事務所
各保健所

保健福祉事務所処務規程(平成十八年佐賀県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第二条第一項第二百九十三号の次に次の一号を加える。

二百九十三の二 佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第六条の規定による登録の拒否に関すること。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

◎佐賀県訓令甲第三号

健康福祉本部
佐賀県立日の限寮

佐賀県立日の限寮の救護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程(平成元年佐賀県訓令甲第十八号)は、廃止する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則

◎佐賀県訓令甲第四号

県土づくり本部
各土木事務所

佐賀県土木事務所処務規程(昭和二十九年佐賀県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第一条第四項及び第五項を削る。

第二条第三項中「室長」を「課長」に、「室の」を「課の」に改め、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項から第十項までを二項ずつ繰り上げる。

第三条第一項第三十二号中「第六条第一項第二号」を「第五条第一項第二号」に改め、同条第二項第一号中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号」に改め、同項第二号中「第七条第二号」を「第六条第二号」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第五号

県土づくり本部

佐賀空港事務所

佐賀県佐賀空港事務所に勤務する職員の週休日等に関する規程（平成十年佐賀県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第三条の表を次のように改める。

勤務時間割の区分	始業時刻	終業時刻
A	八時三十分	十七時十五分
B	十二時四十五分	二十一時三十分
C	十五時十五分	零時
D	零時	八時四十五分
E	六時三十分	十五時十五分
F	十五時十五分	翌日の八時四十五分

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第六号

本庁

現地機関

労働委員会事務局

佐賀県職員被服類貸与規程（昭和五十五年佐賀県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第一条の二中「規程する課」の下に「及び入札・検査センター」を加える。
別表第一の2の部の(3)の項中「環境課原子力安全対策室」を「原子力安全対策課」に改め、同部の(7)の項中「又はダム管理事務所」を「ダム管理事務所又は有明海沿岸道路整備事務所」に改め、同表の4の部の(4)の項中「コム長靴」の次に「又は保護靴」を加える。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第七号

本庁

現地機関

労働委員会事務局

佐賀県本庁決裁等規程（平成十六年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第二条第四号中「課長を」を「課長及び同条第五項に規定する入札・検査センター長を」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 副課長 組織規則第十九条第一項に規定する副課長及び同条第五項に規定する入札・検査センター副センター長をいう。

第四条第三項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 粒子線治療推進監

第四条第五項第一号を次のように改める。

一 総務事務効率化センター長(組織規則第十八条第六項に規定する総務事務効率化センター長をいう。以下同じ。)

第四条第六項中「副センター長」を「総務事務効率化センター副センター長(組織規則第十九条第六項に規定する総務事務効率化センター副センター長をいう。以下同じ。)」に、「センター長」を「総務事務効率化センター長」に改め、同条第八項中「課の」を「課(組織規則第二条第一項に規定する入札・検査センターを含む。の)」に改める。

第十条第一項中「センター長」を「総務事務効率化センター長」に改め、同条第六項中「歳入政策に」を「粒子線治療の普及に関する事務については、粒子線治療推進監、歳入政策に」に、「又はセンター長」を「若しくは副本部長があらかじめ指名する政策監又は総務事務効率化センター長」に改め、同条第七項中「統括副本部長」を「統括副本部長が統括本部の副本部長のうちから指名する者」がその事務を決定し、又は統括副本部長」に改め、同条第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 粒子線治療推進監が専決することができる事務について、粒子線治療推進監が不在のときは、健康福祉本部長が組織規則第二十二條第一項の規定により置かれた副課長のうちから指名する者がその事務を代決することができる。

第十二条第一項中「センターに係る事務については、センター長」を「総務事務効率化センターに係る事務については、総務事務効率化センター長」に改め、同条第二項中「センター長」を「総務事務効率化センター長」に、「副センター長」を「総務事務効率化センター副センター長」に改め、同条第九項中「副センター長」を「総務事務効率化センター副センター長」に、「センター長」を「総務事務効率化センター長」に改める。

別表第一の旅行命令に関する事務の項の事務委任先の欄中、「政策監」の次に、「粒子線治療推進監」を加え、「歳入政策監」を「粒子線治療推進監及び組織規則第22条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、歳入政策監」に改め、同項の委任する事務の内容の欄中「課」を「課、入札・検査セ

ンター」に改め、同表の年次休暇等の願の処理に関する事務の項から宿日直勤務の命令に関する事務の項までの規定中、「専断課」の次に、「専断課」を「専断課」を加え、「文化」を「入札・検査センター文化」に改める。

別表第三の私学文化課の生活文化行政及び芸術文化行政に関する事務の項中「生活文化行政及び芸術文化行政」を「文化行政」に、「生活文化事業及び芸術文化事業」を「文化事業」に改め、同表の環境課の環境保全施策に関する事務の項中「環境課」を「環境課」に改め、同表の環境課の環境保全施策に関する事務の項から環境課の土壌汚染対策法に関する事務の項までを削り、同表の環境課の環境影響評価法及び環境影響評価条例に関する事務の項中「環境課」を「環境課」に改め、同表の環境課の特定化学物の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に関する事務の項から環境課のダイオキシン類対策特別措置法に関する事務の項までを削り、同表の環境課の環境にやさしい県民運動推進会議に関する事務の項中「環境課」を「環境課」に改め、同項の次に次のように加える。

地球温暖化対策課	環境の保全と創造に関する条例に関する事務		環境美化推進地域の指定に関すること
----------	----------------------	--	-------------------

別表第三の環境課の原子力安全対策行政に関する事務の項中「環境課」を「原子力安全対策課」に改め、同項の次に次のように加える。

有明海再生・自然環境課	国立公園に関する事務	1 国立公園の公園計画についての出並びに公園計画の変更及び廃止についての意見の提出に関すること 2 国立公園に関する公園事業の決定、変	1 国立公園の公園事業の執行に関すること 2 国立公園内の行為の許可及び届出に関すること 3 県以外の者が国立公園に関する公園事
-------------	------------	--	--

<p>更及び廃止に 関すること</p>	<p>業の一部を執 行することに 同意し、又は 認可すること</p>					<p>風致保護協定 を認可するこ と</p> <p>8 法第37条及 び条例第34条 の規定により 公園管理団体 を指定するこ と</p>

7 自然環境保全に関する施策の策定に関すること	8 自然環境保全地域普通地域内における行為の禁止、制限等を命ずること	9 自然環境保全地域の保全事業の執行に関すること	10 自然環境保全地域内の行為の許可及び届出に関すること
-------------------------	------------------------------------	--------------------------	------------------------------

別表第三の廃棄物対策課の容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に関する事務の項を削り、同表の廃棄物対策課の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（一般廃棄物に限る。）に関する事務の項及び産業廃棄物課の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（産業廃棄物に限る。）に関する事務の項中「廃棄物対策課」を「循環型社会推進課」に改め、同項の次に次のように加える。

循環型社会推進課	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に関する事務			1 分別収集促進計画に関すること 2 市町分別収集計画の受理に関すること
----------	-----------------------------------	--	--	---

別表第三の廃棄物対策課のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に関する事務の項及び産業廃棄物課の使用済自動車の再資源

化等に関する法律に関する事務の項中「廃棄物対策課」を「循環型社会推進課」に改め、同項の次に次のように加える。

循環型社会推進課	環境の保全と創造に関する事務		1 規制基準の定めがない公害等の措置に関すること 2 指定化学物質管理指針の策定及び公表に関すること	1 投光器の使用停止命令に関すること 2 地下水採取規制に係る承認、届出、報告の受理、命令及び勧告に関すること 3 地下水採取規制に係る工場等の立入検査に関すること 4 振動又は悪臭に係る改善命令等に関すること
循環型社会推進課	大気汚染防止法に関する事務			法第22条の規定による常時監視に関すること
循環型社会推進課	水質汚濁防止法に関する事務		生活排水対策重点地域の指定に関すること	生活排水対策重点地域指定市町に対し、生活排水対策の推進に関する助言及び勧告を行うこと
循環型社会推進課	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に関する事務			1 法第8条第5項の規定に基づき、集計した結果を公表すること 2 法第13条の

			<p>規定に基づき、国が行う調査に関し、当該調査を行う行政機関の長に対し、必要な資料の提供を求め、又は意見を述べること</p> <p>3 主務大臣に對して、第1種指定化学物質の排出量及び移動量の届出事項に関する意見を述べること</p>	<p>し、業務の停止命令、勧告及び措置命令に関すること</p> <p>3 第1種フロソソ類回収業者及び第2種フロソソ類回収業者のフロソソ類回収量等の報告の受理及び主務大臣への通知に関すること</p>
<p>循環型社会推進課</p>	<p>ダイオキシン類対策特別措置法に関する事務</p>		<p>法第26条の規定による常時監視に関すること</p>	<p>1 土壌汚染状況の報告及び調査に係る命令に関すること</p> <p>2 特定有害物質によって汚染されている区域の指定及び解除に関すること</p> <p>3 健康被害の防止措置命令に関すること</p> <p>4 土地の形質の変更の届出に係る計画変更命令に関すること</p>
<p>循環型社会推進課</p>	<p>特定製品に係るフロソソ類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に関する事務</p>		<p>1 第1種フロソソ類回収業者、第2種特定製品引取業者及び第2種フロソソ類回収業者の登録及び届出に関すること</p> <p>2 第1種フロソソ類回収業者、第2種特定製品引取業者及び第2種フロソソ類回収業者の登録の取消</p>	<p>別表第三の障害福祉課の心身障害者扶養共済の加入、承認の通知及び掛金徴収並びに保険金の交付に関する事務の項の次に次のように加える。</p>

障害福祉課	精神保健及び精神障害者福祉に関する事務		<ol style="list-style-type: none"> 1 精神保健福祉審議会に関すること 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神病院を指定し、又は指定を解除すること 3 法第38条の7の規定により精神病院の管理者に対し入院患者の退院を命じ、又は処遇改善を命ずること 4 精神障害者の社会復帰事業の実施計画に関すること 5 法第47条の規定による医師の指定に関すること 6 精神病院の実地指導及び病状実地審査の実施計画に関すること 7 精神保健指定医に関すること 8 法第38条の6の規定による
		<p>別表第三の医務課の医療法に関する事務の項の課長専決事務の欄に次の一号を加える。</p> <p>5 医療法人の定款変更の認可に関すること</p> <p>別表第三の国民健康保険課の国民健康保険に関する事務の項の課長専決事務の欄の第三号中「保険医療機関」を「保険医療機関等」とし、「求めること」を「求めること等」に改め、同表の国民健康保険課の老人保健医療等に関する事務の項を次のように改める。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 9 精神障害者又はその疑いのある者の精神診察に関すること 10 法第29条に規定する措置入院に関すること 11 措置入院者の入院費用の徴収に関すること 12 精神障害者に対する通院医療費の負担に関すること 13 精神障害者社会復帰事業の実施に関すること
国民健康保険課	後期高齢者の医療保険に関する事務		<ol style="list-style-type: none"> 1 後期高齢者医療広域連合、市町及び国民
国民健康保険課	後期高齢者の医療保険に関する事務	後期高齢者医療診療報酬審査委員会の委員の委	1 後期高齢者医療広域連合、市町及び国民

			嘱に關すること	健康保険団体連合会に対する助言及び指導監督に關すること 2 後期高齢者医療診療報酬審査委員会が保険診療機関等に対して報告又は診療録その他帳簿書類の提出若しくは提示を求めると等を承認すること
--	--	--	---------	---

別表第三の健康増進課の精神保健及び精神障害者福祉に關する事務の項及び健康増進課の老人保健法の医療等以外の保健事業に關する事務の項を削り、同表の健康増進課のがん等生活習慣病の予防に關する事務の項の本部長専決事務の欄中「生活習慣病予防事業の実施計画に關すること」を削り、同表の業務課の薬事法に關する事務の項の課長専決事務の欄中第九号を削り、第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

- 9 登録販売者試験の実施に關すること
- 10 販売従事登録に關すること

別表第三の業務課の温泉法に關する事務の項の本部長専決事務の欄の第二号中「第10条第1項」を「第12条第1項」に改め、同項の課専決事務の欄の第一号中「第8条」を「第10条」に改め、同項の同欄の第二号中「第12条」を「第14条」に改め、同項の同欄の第六号中「第26条」を「第30条」に改め、同表の新産業課の工業振興対策の企画及び調整に關する事務の項を削り、同表の新産業課の中小企業の経営支援に關する事務の項の課長専決事務の欄中第二号を削

り、第三号を第二号とし、同表の商工課の貸金業の規制等に關する法律に關する事務の項の種類の欄中「貸金業の規制等に關する法律」を「貸金業法」に改め、同項の課長専決事務の欄中第四号を削り、同表の商工課の小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度化資金に關する事務の項の課長専決事務の欄に次の一号を加える

- 4 中小企業の経営に關するの診断及び助言に關すること

別表第三の観光課の東京及び福岡情報センターに關する事務の項中「及び臨画」を削り、同表の農産課の農山漁村における女性及び高齢者の育成指導並びに地域づくりに關する事務の項の本部長専決事務の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項の課長専決事務の欄の第一号中「務司」を「井司」に改め、同表の林業課の林業技術の普及及び指導並びに林業改良普及指導員に關する事務の項の課長専決事務の欄中第二号を削り、同項の同欄の第一号の号番号を削り、同表の建設・技術課の工事検査に關する事務の項を削り、同表の建設・技術課の建設資材の試験に關する事務の項の次に次のように加える。

入札・検査センター	工事検査に關する事務		法第5条の規定に基づく施策の策定に關すること	1 法第5条の規定に基づく施策の実施に關すること 2 発注関係事務の実施、支援に關すること
入札・検査センター	公共工事の品質確保の促進に關する法律に關する事務			

別表第三のまちづくり推進課の都市計画に關する事務の項の課長専決事務の欄の第六号中「第6条第1項第2号」を「第5条第1項第2号」及び「第7条第2号」を「第6条第2号」に改め、同表の下水道課の浄化槽に關する事務の項の課長専決事務の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、同表の農山漁村

課の農地法に基づく許可等に関する事務の項の課長専決事務の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同表の空港・交通課の交通政策に関する事務の項の次に次のように加える。

新幹線活用・整備推進課	新幹線の活用に関する事務	新幹線の活用に係る基本方針に関すること	新幹線の活用企画に関すること	新幹線の活用企画に関する事務を処理すること
-------------	--------------	---------------------	----------------	-----------------------

別表第三の新幹線整備推進課の新幹線の整備の推進に関する事務の項及び新幹線整備推進課の新幹線の整備に伴う関連地域の振興に関する事務の項中「新幹線整備推進課」を「新幹線活用・整備推進課」に改め、同表の総務法制課の法令の審査に関する事務の項の本部長専決事務の欄中「法令審査委員会の委員の任免に関すること」を削り、同項の課長専決事務の欄中「幹事」を「委員」に改め、同表の職員課の職員表彰に関する事務の項を次のように改める。

職員課	職員表彰に関する事務	佐賀県職員表彰規程に基づき職員(永年勤続表彰を除く。)に関すること	佐賀県職員表彰規程に基づき役員職員(本庁の課長及びびかいの長並びにこれらに相当する職以上の職にある職員に限る。)の永年勤続表彰に関すること	佐賀県職員表彰規程に基づき職員(本庁の課長及びびかいの長並びにこれらに相当する職以上の職にある職員を除く。)の永年勤続表彰に関すること
-----	------------	-----------------------------------	---	---

別表第四の会計課の現金の出納及び保管に関する事務の項の課長専決事務の欄の第一号を次のように改める。

- 1 佐賀県財務規則第47条に規定する会計管理者の承認に関すること
- 別表第四の会計課の現金の出納及び保管に関する事務の項の課長専決事務の欄の第四号中「収入命令の受け付け及び」を削り、同項の係長専決事務の欄を次のように改める。

- 1 1件100万円未満の収納事務に関すること
- 2 歳入歳出外現金の出納保管に関すること

附則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。
(佐賀県事務処理改善委員会規程の一部改正)
- 2 佐賀県事務処理改善委員会規程(昭和三十四年佐賀県訓令甲第三十三号)の一部を次のように改正する。
第五条第四項中「関係課長」の下に「(入札・検査センター長を含む。)」を加える。
第六条第一項中「及び現地機関」を「(入札・検査センターを含む。)」及び「現地機関」に改める。
(佐賀県職員提案制度要綱の一部改正)
- 3 佐賀県職員提案制度要綱(昭和三十四年佐賀県訓令甲第三十四号)の一部を次のように改正する。
第六条第一号中「現地機関名」を「入札・検査センターにあつては当該センター名、現地機関にあつては当該現地機関名」に改める。
第八条第一項中「課長」を「課長又は入札・検査センター長」に改める。
(佐賀県職員研修規程の一部改正)
- 4 佐賀県職員研修規程(平成十七年佐賀県訓令甲第十四号)の一部を次のように改正する。
第二十九条第二項中「副課長」を「副課長又は入札・検査センター副センター長」に改める。
第三十九条中「副課長」を「副課長又は入札・検査センター副センター長」に改める。
(佐賀県文書規程の一部改正)

5 佐賀県文書規程(昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「規定する課」の下に「及び入札・検査センター」を加え、「歳入政策監」を「粒子線治療推進監及び組織規則第二十二条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織、歳入政策監」に改める。

第二十二号中「政策監専決事項」の下に「粒子線治療推進監専決事項」を加え、同条中「センター長専決事項」を「総務事務効率化センター長専決事項」に、「副センター長専決事項」を「総務事務効率化センター副センター長専決事項」に改め、「及び副課長専決事項」を削る。

(佐賀県安全衛生管理規程の一部改正)

6 佐賀県安全衛生管理規程(平成元年佐賀県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「規定する課」の下に「及び入札・検査センター」を加え、「歳入政策監」を「粒子線治療推進監及び組織規則第二十二条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織、歳入政策監」に改める。

(佐賀県職員の職務発明等に関する規程の一部改正)

7 佐賀県職員の職務発明等に関する規程(平成二年佐賀県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「規定する課」の下に「及び入札・検査センター」を加え、「歳入政策監」を「粒子線治療推進監及び組織規則第二十二条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織、歳入政策監」に改める。

●佐賀県訓令甲第八号

本 庁
現地機関

佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程(平成十七年佐賀県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

第二本文文中「課」を「課、センター」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(派遣研修における勤務地)

第三条 職員が、おおむね一年以上の派遣研修(国内における派遣研修で、派遣先における勤務時間の定めがあるものに限る。)を命じられた場合の勤務地は、当該研修が行なわれる主たる場所の所在地とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に派遣研修を命じられている職員の勤務地については、なお従前の例による。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷